

競争的資金等に関する不正防止計画

株式会社カルディオ

株式会社カルディオにおける競争的資金等を適正に運営・管理し、不正使用を防止するため、当社における「競争的資金等の不正使用防止に関する規則」に基づき、不正防止計画を策定する。

1. 目的及び適用範囲

(1) 目的

この計画は、この計画は当社の研究開発を円滑に実施するうえで、不正を誘発する要因を排除し、また抑止機能を備えた体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画は、株式会社カルディオにおいて競争的資金等を用いた研究を行う場合に適用し、当該研究を行う研究員及び事務担当者に対して適用する。

2. 不正防止計画

(1) 責任体系の明確化

- ① 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運営・管理を図るため、統括管理責任者が責任をもって競争的資金等の運営・管理が実施できるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- ② 統括管理責任者は、最高管理責任者及び内部監査責任者と連携し、不正防止計画推進部署の役割を兼務し、不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。

(2) 不正を発生させる要因の把握

不正防止計画推進を担当する者を中心とし、事務担当者も加わり、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるものか、機関全体の状況を体系的に整理・評価し、計画の具体的な策定に反映させるものとする。

3. 不正発生の要因と具体的な防止計画

| | 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|------|---|----------------------------------|
| 責任体制 | 競争的資金等に関する運営・管理について、最終責任を負う者や実質的な責任を負う者など責任体制が明 | 競争的資金等の責任者とその責任範囲・権限を定め、内外に周知する。 |

| | | |
|------|--|--|
| | 確で無い。 | |
| 意識 | 科学研究費補助金等の研究費は公的資金であるという意識が希薄。 | 公的補助金に関する意識を高め、当社が定める「競争的資金等の不正使用防止に関する規則」について周知させ、不正使用により処罰を受けるという認識を徹底させる。 |
| 運用体制 | 規則に対する認識が十分でない。 | 説明会を開き、認識を深める。 |
| 管理体制 | 研究員と業者の癒着 | 業者に対して不正防止の取組みの協力を求める。 |
| 旅費 | 不明瞭な出張 | 旅費精算の際に、内容を詳しく記載する。また、管理責任者の承認を得る。 |
| 謝金 | 雇用事実の確認が不十分なため、カラ雇用、出勤簿の捏造、改ざんによる水増し請求等 | 雇用実態を把握するために、被雇用者の出勤簿は、事務担当者が確認し、支払いも事務部門が直接当事者に行う。 |
| 相談窓口 | 研究費の申請や執行についての対応窓口の周知されておらず、相談しやすい環境でない。 | 相談窓口を周知させ、相談しやすい環境づくりに務める。 |
| 通報窓口 | 不正使用に関する通報窓口、及び通報者に対する保護体制の周知が不徹底 | 説明会等で通報窓口について周知させる。 |

4. 不正防止計画の見直し

時間の経過とともに新たに発生する事項に対して柔軟に対応し、必要に応じて当不正防止計画も改訂し、より防止効果を高めていく。

平成 26 年 4 月 1 日 制定

平成 30 年 7 月 1 日 改訂